

年頭挨拶

特許技監 南 孝一



新年あけましておめでとうございます。年頭に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

(はじめに)

技術革新や市場の変化が急速に進展する中、我が国が他国との競争に勝ち抜いていくためには、スピード感をもってイノベーションを効率的に進めるべく、時代に対応した知財戦略の実行と知財制度の整備を図っていくことが求められています。これらの戦略や制度を有効に機能させるためには、権利付与の迅速化をはじめとする知財環境の整備は必要不可欠なものとなっております。

このような観点から、知的財産戦略本部で策定されている「知的財産推進計画」において、特許審査の迅速化について「2008年においても特許審査の順番待ち期間を29ヶ月台にとどめつつ、2013年には11ヶ月に短縮する」という中長期目標が掲げられ、特許庁はその達成に向けて取り組んでまいりました。

そして、審査官の皆様による審査処理パワー増強の努力、先行技術調査の外注の質的・量的拡充や、審査着手前の取り下げによる審査請求料の全額返還等の追加施策の実施等により、昨年は、2008年においても審査順番待ち期間を29ヶ月台にとどめるという中期目標を達成することができました。審査官の皆様のご努力に心より感謝するとともに敬意を表したいと思います。

一方、知的財産戦略本部では、昨年の知的財産による競争力強化専門調査会において、2013年に審査順番待ち期間を11ヶ月に短縮するという長期目標の達成のためには、「審査請求率がこれまで高い水準で推移してきていること等を踏まえつつ、審査処理の迅速化に向けた取組の更なる強化が不可欠。」として、長期目標の達成に向けた取組の強化が改めて求められています。長期目標の達成に向け、引き続き、全庁一丸となって取り組んでいく必要があります。

(審査・審判の状況)

特許審査の現状を概観しますと、審査請求期間7年の案件と審査請求期間3年の案件の審査請求が重なり合う審査請求のコブのピークを過ぎたものの、審査請求件数は依然として高止まりしております。このような中、2013年に審査順番待ち期間を11ヶ月に短縮するという目標を達成するためには、2009年以降も当面、これまでの審査処理パワーを維持していく必要があります。審査の質を維持しながら審査処理パワーを増強した状態を維持していくことは大変難しいことですが、特許庁を取り巻く状況および特許庁に対する期待を認識のうえ、引き続きご協力をお願いします。

また、審査においては、多様化する出願人の方々のニーズに応じていくことも必要です。昨年10月からは、権利化のタイミングに対する出願人の方々の様々なニーズに応えるとの観点から、実施関連出願に該当し、かつ外国関連出願にも該当する、重要性の高い出願を対象に、通常の早期審査よりも更に早期に審査を行うスーパー早期審査の試行を開始しました。第1号の特許査定が申請から17日で発送されるなど、すでに出願人の皆様のご期待に応えられる成果が得られているところです。今後も、出願人の方々のニーズを踏まえながら、柔軟な審査体制を構築していく必要があります。

このような現状の中、中立、公正かつ適正に産業財産権の設定を行うという審査・審判の使命を果たすために重要な2つの点について、改めて述べさせていただきますと思います。

まず1点目は、ぶれない的確な審査・審判を行うことです。審査・審判における進歩性等の基準は、技術革新の競争レベルを決める重要なものであり、この基準をぶれなく一定に維持していくことは、権利の取得・保護の不確実性を抑え、出願人のビジネスリスクを低減させる上で必要不可欠です。そして、このためには、各技術分野における当業者レベルを適切に考慮し、必要に応じてグループ内の他の審査官とも協議を行いながら判断基準を一定に保つことで、審査・審判の質を維持していくことが必要です。また、このようにすることにより、権利取得の予見性が高まり、出願人の方々の適切な対応も期待できます。

2点目は、審査・審判の効率的な遂行です。迅速かつ的確な審査を実現するには、審査官の増員、検索外注の質的・量的な拡充とともに、他庁のサーチ・審査結果の活用など様々な効率化の工夫をしなければなりません。また、審査・審判の効率化には、出願人や代理人の方々にも協力を求め、円滑に意思疎通を行っていくことも必要ですが、迅速かつ的確な審査・審判に向けた私たちの真摯な取組なしには、出願人

や代理人の方々の理解と協力を得ることはできないと考えています。

(特許審査のグローバル化)

経済のグローバル化や技術の高度化・複雑化、グローバルに外部の技術力を活用しつつ研究開発や製品化を進めていくようなイノベーション環境の広がりを背景に、世界の総特許出願件数は年間170万件以上に増加し、そのうち、日米欧韓中の五大特許庁への出願は約135万件と8割近くを占めるとともに、これら五庁間での重複出願は約40万件に上る状況となっています。

このような状況の中、各国特許庁間で重複する出願について、審査のワークシェアリングを進めることで審査の効率化を図り、外国出願のワークロードの増加に対応することが緊急の課題となってきております。

日本では、第一庁の最終審査結果を利用したワークシェアリングの取組として、世界に先駆けて特許審査ハイウェイを開始いたしました。現在、すでに米国および韓国との間で本格実施しているほか、英国、ドイツ、デンマークとの間で試行を行っております。また、EPO、カナダ、ロシアなどとの間でも特許審査ハイウェイ実施に向けて協議を進めているところです。今後も特許審査ハイウェイのネットワークを拡大し、世界規模でのワークシェアリングを推進してまいりたいと考えております。

また、昨年4月からは、第一庁の一次審査結果を利用したワークシェアリングの取組として、パリ優先権主張の基礎となる特許出願のうち、出願日から2年以内に審査請求されたものを他の出願に優先して審査着手し、その一次審査結果を他庁において活用できるようにするJP-FIRST (JP-Fast Information Release Strategy) の試行を開始しました。対象となった案件の多くが他庁よりも先に着手されており、すでに一定の成果が得られているところです。この取組を日本がリードして他庁にも広げていくことにより、相互のワークロードの軽減につなげてまいりたいと考えております。なお、米国も、昨年9月より、SHAREという同様のワークシェアリングプログラムを開始しており、今後、日米間のワークシェアリングが一層進展するものと期待しております。

ところで、これらのようなワークシェアリングの取組を有効に機能させるためには、審査基準や審査の質の調和が不可欠です。このためには、明細書記載要件、進歩性等の審査基準や運用について国際的な調和を図っていく必要があります。

あわせて、国際審査官協議などを通じて相互の理解や信頼

を深めていくことも、重要な取組となってきております。昨年からは、出願件数の増加の著しい中国との間でも審査官協議を開始しました。このような枠組みを拡大・深化させることで、相互理解・相互信頼の醸成に努めてまいりたいと考えております。

また、制度を国際的に調和させることも重要です。本年1月より、三極共通出願様式による出願の受付が開始されました。これにより、三極特許庁の明細書の様式が共通化され、ワークシェアリングに資するのみならず、出願人の方々の明細書作成負担の軽減にもつながるものと期待しております。今後は、このような方式面での調和に加えて実体的な制度の調和を進めることで、より一層のワークシェアリングの推進、出願人の方々の負担軽減に努めていく必要があります。

そして、このような様々な点での調和を図ることで、いわば「仮想的な世界特許庁」といえるような、より実質的な国際協力の枠組みの構築につなげてまいりたいと考えております。

(出願人の方々の協力)

これらの取組を進めていくためには、出願人の方々の協力も不可欠です。出願人の皆様には、先行技術情報の事前調査を徹底し、その情報を戦略的に活用することなどにより研究開発戦略、出願・審査請求戦略を強化し、出願品質の向上、出願・審査請求の厳選、出願のグローバル化を進める取組を引き続きお願いしたいと考えております。また、特許審査ハイウェイの活用、出願をJP-FIRSTの対象とするための早期の審査請求のご協力、PCT出願の国際調査と国内審査の同時・近接着手の活用など、審査効率化の取組へのご協力もお願いしたいと考えております。

また、出願の代理人をされる弁理士の方々のご協力も審査・審判の促進には欠かすことができません。

審査官・審判官の皆様におかれましても、このような審査・審判を取り巻く状況および特許庁に対する期待を再度ご認識いただき、広い視野を持って職務にあたっていたきたいと思います。

最後になりましたが、本年も皆様にとって良い年となりますよう祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。